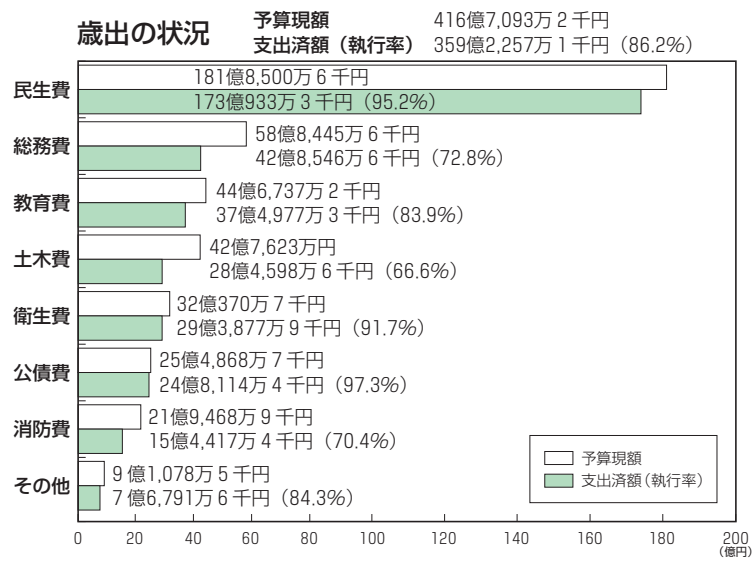
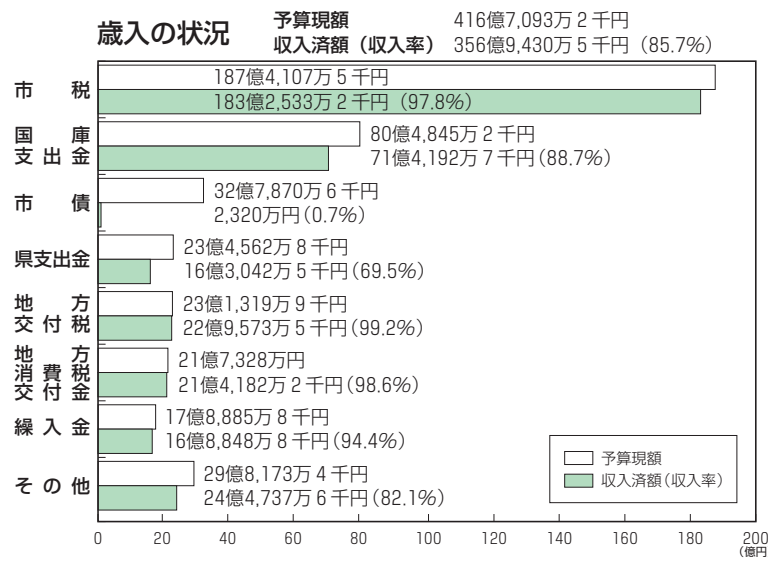


一般会計

(平成28年3月31日現在)



平成27年度下半期(平成27年10月1日～平成28年3月31日)の市の財政状況を公表します。

担当 財政課
046(252)8404
046(252)3550

市の財産と負債 (一般会計)

市の財産

区分	平成27年9月末現在	平成28年3月末現在	増減額等
土地	949,670㎡	958,157㎡	8,487㎡
建物	251,439㎡	248,772㎡	▲2,667㎡
基金	24億6,303万円	26億5,527万円	1億9,224万円
有価証券など	2億6,260万円	2億6,433万円	173万円

市の負債

区分	平成27年9月末現在	平成28年3月末現在	増減額
市債	249億2,797万円	239億7,858万円	▲9億4,939万円
土地開発公社の借入金	11億2,018万円	8億6万円	▲3億2,012万円

特別会計および企業会計

特別会計の歳入・歳出の状況

(平成28年3月31日現在)

区分	予算現額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	支出済額 (千円)	執行率 (%)
国民健康保険事業特別会計	16,945,321	13,853,199	81.8	14,949,701	88.2
公共下水道事業特別会計	2,983,081	2,916,669	97.8	2,762,848	92.6
介護保険事業特別会計	7,361,134	6,956,368	94.5	6,450,447	87.6
後期高齢者医療保険事業特別会計	1,297,829	1,221,218	94.1	1,173,017	90.4

企業会計の収入・支出の状況

(平成28年3月31日現在)

区分	予算現額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	支出済額 (千円)	執行率 (%)	
水道事業会計	収益的収入	2,223,962	2,045,301	92.0	-	-
	収益的支出	2,036,622	-	-	1,832,831	90.0
	資本的収入	593,242	519,792	87.6	-	-
	資本的支出	1,043,296	-	-	969,543	92.9

介護予防に役立つ教室

市では、介護保険の要介護・要支援認定を受けていない65歳以上の方を対象に、要介護状態を予防するためのさまざまな教室を開催しています(心身の状態で参加できない場合あり)。いきいきと元気に暮らし続けられるように、ぜひ、ご参加ください。

- 1. ますますげんき教室**
足腰の衰えや認知症を予防する運動、講義などを行います。
○会場 ①ひばりが丘1丁目自治会館②市シルバー人材センター③東原コミュニティセンター④カーサ相模台ふれあい会館⑤栗原コミュニティセンター⑥東建座間ハイツ集会室⑦市民健康センター
※⑦のみ駐車場あり。
○開催日 ⑤⑥⑦ 9月15日～12月22日毎週木曜日④ 9月21日～12月21日毎週水曜日①②③ 9月27日～12月20日毎週火曜日(全13回。いずれも祝・休日を除く)
○開催時間 ①④⑤午前9時30分～11時30分②③⑥午後1時30分～3時30分⑦午後2時～4時
○定員 各25人(多数抽選)
○参加費 2,600円
○申込方法 8月25日(木)までに電話、ファクスまたは直接担当へ
- 2. 関節らくらく水中ウオーキング教室**
水中で関節への負担を軽減しながら体を動かします。膝・腰・股関節などに痛みがある方にお勧めします。
○とき 9月7日～11月30日毎週水曜日午後1時～2時(全12回)
○ところ 協栄スイミングクラブ座間
○定員 各20人(多数抽選)
○参加費 2,400円(送迎希望者は別途1,200円)
○申込方法 8月18日(木)までに電話、ファクスまたは直接担当へ
- 3. 認知症予防のための運動講座**
脳と体を同時に使う運動「コグニサイズ」などを行い脳機能維持に取り組めます(認知症の方、認知症に関する薬を服用する方は対象外)。
○開催日 ①9月2日・9日いずれも金曜日②9月6日・13日いずれも火曜日③9月14日・21日いずれも水曜日
○開催時間 午後2時～4時30分(午後1時30分受付開始)
○ところ ①③市民健康センター②ひばりが丘コミュニティセンター
○定員 各25人(多数抽選)
○持ち物 筆記用具、手ぬぐいサイズのタオル、飲み物、上履き(②のみ)
○参加費 無料
○申込方法 8月10日(水)までに電話、ファクスまたは直接担当へ
※1.と2.を合わせて受講できる教室は一つのみです(複数申込可)。
担当 介護保険課 ☎046(252)7084 ☎046(252)8238

最近の消費生活相談事例 「通信販売の利用にご注意を」

担当

広聴人権課

☎046(252)8146
☎046(252)0220

テレビやインターネットなどで紹介される通信販売は、私たちの生活に浸透しています。便利な反面、さまざまなトラブルも発生しています。次の事例とアドバイスを参考にトラブルを防ぎましょう。

◆事例1

テレビショッピングで吸引力が強いと紹介された小型掃除機を申し込んだが、届いた商品は広告とは異なり、すぐに吸引力が落ちてしまう。

ものは解約できないと言われた。有名人が愛用しているという健康食品をインターネットで検索し、割引価格で試せるというので申し込んだ。

◆事例2

商品が届いた後、しばらくすると2回目の商品が届き、通常価格を請求された。事業者に確認をしたところ、定期購入だと

◆事例3

インターネット通信販売で有名ブランドの財布が安価で売られていたが、一度通電した

れていたのに注文したが、届いたものは偽物だった。

◆アドバイス

通信販売とは消費者が広告を見て、自らの意志で申し込みを行う取引で、一定期間内であれば契約を解除できる「クーリング・オフ」の適応ができません。注文をする場合には、事業者や商品の信頼性だけでなく、送料や交換・返品条件なども十分に確認しましょう。また、事業者の所在地や電話番号などを確認することが必要です。

一般的な価格より大幅に割引かれている商品には特に注意してください。

◆相談方法

センター(市役所1階広聴人権課内)へ
○費用 無料
○電話番号 ☎046(252)8490

◆市消費生活センター

市消費生活センターでは、専門の相談員が商品やサービスに関する苦情・相談、消費生活に関する問い合わせなどを受け付けています。
○相談時間 月曜～金曜日(年末年始、祝・休日を除く)午前9時30分～正午、午後1時～3時30分
※偶数月の第2水曜日は午後のみ。